

ご家族のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。  
 該当の手続きについては、死亡届当日は受付できませんので、後日お手続きください。  
 戸籍の証明交付は、死亡の記載完了までに、死亡届提出後2週間程度かかるため、それ以降に請求されるのが確実です。

- 来庁による手続き…下記の持ち物をご持参のうえ、下呂市役所または最寄りの振興事務所でお手続きください。  
 各申請書は窓口に着いてあります。予約は必要ありませんが、お時間に余裕を持ってお越しください。
- 郵送による手続き…各申請書を下呂市HPからダウンロードできます。印刷、ご記入のうえ郵送ください。  
 年金は、状況によって内容や必要書類が異なるため、最寄りの年金事務所でお手続きください。



### ◇市役所関係の主な手続き

該当する方	確認	
75歳以上または国民健康保険の方		① 葬祭費請求 国民健康保険 後期高齢者医療保険 <small>※その他の健康保険にご加入の場合は、被保険者のお勤め先にお問い合わせください</small>
75歳以上の方		② 【後期高齢者医療】高額療養費等、給付費の手続き(申立・誓約書の提出)
国保世帯の世帯主の方		② 【市国民健康保険】高額療養費等、給付費の手続き(申立・誓約書の提出)
65歳以上の方		③ 後期高齢者医療保険料・介護保険料の還付請求
福祉受給者証/障害者手帳をお持ちの方		④ 福祉医療費受給資格喪失届 ⑤ 障害者手帳返還届
年金受給/加入の方		⑥ 年金の手続き ※裏面をご覧ください。
市税を納めている方		⑦ 市税関係 住民税・固定資産税等の相続人代表者届
		軽自動車の名義変更手続きのご案内
		振替口座の変更
水道の名義人の方		⑧ 水道の手続き(使用者変更届・振替口座変更)
貸与物件がある方		⑨ 市貸与物件の返還等(同報無線・緊急通報装置・市営住宅の手続き)
犬を飼っている方		⑩ 犬の飼い主の変更届
		⑪

下呂ネットサービスの契約者変更…☎0576-25-5553 (CCNショップ下呂)

### ◇持ち物

該当する方	確認		
すべての方		<input type="checkbox"/> 火葬場使用料 22,000円 ・お支払いがまだの場合	
		<input type="checkbox"/> 来庁される方の本人確認(マイナンバーカード、運転免許証等) ・顔写真のないものは2点必要です	
		<input type="checkbox"/> 埋火葬許可証兼火葬場・斎場使用許可証 ・火葬場から渡された書類です	
返還・廃止・変更等	国保の方、国保世帯の世帯主の方	<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ ・世帯主がお亡くなりになった場合、ご家族全員分を回収し、新たに発行します	
		75歳以上の方	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書
		65歳以上の方	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 ・なくてもお手続きできます
		お持ちの方	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証
			<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証
葬祭費	75歳以上または国保の方	<input type="checkbox"/> 会葬礼状 または 葬儀の領収書など ・会葬礼状とは葬儀参列者へお渡しするお礼状のことで、喪主の確認のため必要です ・ない場合は申立書を提出いただきます	
		<input type="checkbox"/> 預金通帳(喪主様名義のもの)	
年金手続き	年金受給者または加入者の方	<input type="checkbox"/> 年金証書(故人・故人の配偶者) ・年金証書は、なくてもお手続きできます。	
		<input type="checkbox"/> 預金通帳(請求者様名義のもの) ・請求者については、裏面を確認ください。	
		<input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード ・農業者年金を受給の方は、JAおよび農業委員会に提出する書類をご案内しますのでお申し出ください。	
		<input type="checkbox"/> 戸籍・住民票発行手数料(2,000円程)	
		<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し	
		<input type="checkbox"/>	

ご不明な点がございましたら、市民サービス課、またはお近くの振興事務所へお問い合わせください

下呂市役所 市民サービス課 〒509-2295岐阜県下呂市森960番地 ☎0576-24-2222

萩原振興事務所(星雲会館内) ☎52-2000 小坂振興事務所 ☎62-3111 馬瀬振興事務所 ☎47-2111 金山振興事務所 ☎32-2201

## 年金を請求できるご遺族について

亡くなった方と生計を同じくしていた方に☑してください

- 1☐ 配偶者
- 2☐ 子
- 3☐ 父母
- 4☐ 孫
- 5☐ 祖父母
- 6☐ 兄弟姉妹
- 7☐ その他3親等内の親族

一番上に☑が入る方が「請求者」です  
請求者となる方が窓口に来られない場合は、  
委任状をご持参ください

同居のご家族が優先されます  
別居の場合は生活の援助があった場合に限られます

※必ず委任者（年金請求者）が作成してください

<h1>委 任 状</h1>	
記入日	令和 年 月 日
下呂市長 様	
代理人 (来庁者)	住所
氏名	氏名
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
私は、上記の者を代理人と定め、年金の手続きに関することを委任します (必要となる戸籍・住民票・税金の証明取得を含む)	
委任者 (年金請求者)	住所
氏名	氏名
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
電話番号	- -
<b>【代筆する場合 ※代筆者は代理人と別の方】</b>	
委任者は _____ により本状を書くことができないため、私が本人に了承を得て代筆しました	
住所	_____
氏名	_____